

仕 様 書

1 件 名

北海道防衛局(6) 定期健康診断及び特別健康診断(単価契約)

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで

3 履行場所

(1) 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

対象:定期健康診断受検者

(2) 札幌市内で受注者の指定する場所(発注者と協議し決定)

対象:子宮がん検診受検者、乳がん検診受検者、特別健康診断受検者、
定期健康診断希望者のうち、受検できなかった職員

4 総 則

発注者 支出負担行為担当官北海道防衛局長は、防衛省職員の健康管理に関する訓令に基づき、北海道防衛局に勤務する職員の定期健康診断及び特別健康診断の検診項目について業務を委託し、受注者は下記の検診項目を適切な方法により実施し発注者に報告を行う。

5 実施期間及び検診項目等

(1) 実施期間

下記のそれぞれの期間内に発注者と受注者が協議し決定する。

ア 第3項の履行場所が(1)の場合:契約日の翌日から令和7年3月31日(月)の間、内1日間

イ 第3項の履行場所が(2)の場合:契約日の翌日から令和7年3月31日(月)の間

(2) 定期健康診断

項 目	検 査 内 容	備 考	予定人数
一般検診	医師問診及び理学的検査		95
身体計測	身長・胸囲・体重・BMI・腹囲測定		95
聴力・視力検査			95
肺がん検診	胸部X線撮影及び判定	40歳以上	44
	喀痰細胞診及び判定	40歳以上かつ医師が必要と認める者のみ	2
尿検査	尿(糖・蛋白・潜血・ウロビリノーゲン)		95
循環器検診	血圧	35歳以上	48
	心電図		
胃がん検診	胃部X線撮影及び判定	40歳以上偶数年齢	23
肝臓検診	(脂質) 中性脂肪・T-cho・HDL-cho・LDL-cho (血液一般) 白血球・赤血球・血色素・ヘマトクリット・血小板 (肝機能) GOT・GPT・γ-GTP・総蛋白・アルブミン 総ビリルビン・ALP・LDH・コリンエステラーゼ (腎機能) クレアチニン・尿酸 (糖) 空腹時血糖・HbA1c	40歳以上	44
大腸がん検診	便潜血反応(2回法)	40歳以上	44
子宮がん検診	視診・内診及び細胞診	20歳以上偶数年齢 の女性	9
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査	40歳以上偶数年齢 の女性	5
風しん抗体検査	検査及び判定 (当日、市区町村から配布された無料クーポンを所持している者のみ)	昭和37.4.2～ 昭和54.4.1生の男性	10

(3) 特別健康診断(運転業務従事者):年2回実施(令和6年10月及び令和7年3月)

項 目	検 査 内 容	備 考	予定人数
自覚症状等	頭痛・腰痛・胃症状等の問診		4
聴力検査			4
視力検査	視野・色覚含む		4
平衡機能	片足立ち		4
循環器検診	血圧		4
上肢・頸部・腰部の機能検査			4
胃腸	胃部X線撮影及び判定		3

6 契約方法

検査項目ごとの単価契約とする。

7 スタッフ数

医師、放射線技師及び看護師を含むスタッフにより、第5項(1)の実施期間内に健康診断が停滞することなく実施できる人数

8 感染症対策

スタッフの体調管理、マスク等の着用、医療器具の消毒、密を避ける等、感染防止対策を徹底すること。

9 健康診断結果報告書の提出

受注者は、第5項に掲げる検診項目を実施後、各個人別に「健康診断結果報告書」を2部作成し、1部は発注者へ、1部は所属及び氏名を明記した封筒へ各個人別に入れ、速やかに発注者へ提出すること。

10 その他

- (1) この定期健康診断に必要な衛生資材等は、受注者の責任において準備する。また、検査で発生した感染症医療廃棄物等は、国が定めた関係法令等に従い、適正に処理すること。
- (2) 受注者は、この契約の履行で知り得た職員の個人データ等を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (3) この仕様書に疑義を生じた場合にはその都度、発注者と協議し、発注者の指示に従うものとする。
- (4) この仕様書に記載されている予定人数は予定であり、実施日における人数を保証するものではない。
- (5) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。